

協働を進めるうえでの基本的事項の確認
 (協働の担い手となる全ての人々が共通認識しておくべき事項)

| No | 項目 | 主な内容 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 協働とは (定義) | 協働とは、市民と行政、市民と市民など主体はさまざまですが、その主体がお互いを尊重し合いながら、それぞれの責任と自覚を持って、協力して取り組むこと |
| 2 | なぜ協働するのか (必要性) | (1)背景と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子化、高齢化社会の到来による税収減、社会保障費増大 ・地方分権の進展による地域の特色を活かした自主的、自立的な運営 ・各地域の団体等の役員の高齢化、固定化や連帯感の希薄化、担い手不足への対応 |
| | | (2)取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主役のまちづくりのため 地域の課題解決や新たな魅力の創造・発信のため、共に協力しできることから取り組む ・市民によりよいサービスを提供するため これまで行政が行ってきた公平で均一的な公共サービスでは対応できない多様化・高度化した市民ニーズにきめ細かに対応していく |
| 3 | 目的 | 第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」の基本理念に定める「安全で安心して暮らせるまち」、「多彩な魅力が輝くまち」、「いきいきと人がふれあい活力のあるまち」の実現を目指して、「最終的にはみんなが幸せに暮らせること」を目的とする |
| 4 | わたしたちにできること | 地域社会の活性化に向けて協働して地域を支える新しい公共の構築 |
| 5 | わたしたちに求められる基本姿勢、役割 | (1)市民として (2)市民活動を行う団体として <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ ・市民活動団体 ・事業者 (3)行政として <div style="margin-left: 200px;">} 条例<解説>の「第2章 役割」の解説を基に記載</div> |
| 6 | 協働の基本原則 | (1)目的共有の原則 <ul style="list-style-type: none"> ● 最終目的はみんなが幸せに暮らせること 協働する担い手同士は、協働しようとする事業の意義・目的を理解し、相互に共有する |
| | | (2)対等の原則 <ul style="list-style-type: none"> ● お互いは対等なパートナー 協働の担い手同士は、同じ課題解決の当事者であり、対等なパートナーである お互いが依存したり、指示したりしない横の関係で協働を進める |
| | | (3)相互理解・補完の原則 <ul style="list-style-type: none"> ● お互いの違いを認め合い、補い合おう お互いの立場や特徴、長所や短所などの違いを理解し、相手を尊重して、よりよい協働関係の構築に努める お互いの能力や資源を持ち寄り、補い合いながら協働を進める |

| No | 項目 | 主な内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------------------------|---|-------------------------|---------------------|--------|--|--|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|---------------------|-------------------------|--------------------------------|-------------------------|---------------------|
| | (4)責任の明確化と時限化の原則 | ● 事業の期限を限り、責任をもって役割を果たそう 協働の担い手同士は、自立した存在として役割分担をし、各々の責任の範囲を明確にするとともに、事業の期限を限ることで目標を明確にして、責任を持って事業を進める | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5)公開の原則 | ● 説明責任を果たそう 協働事業の内容、協働相手の選定基準、選定方法などの情報が公開され、協働のプロセスをオープンにすることにより、市民と行政がそれぞれの説明責任を果たす | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (6)自主性尊重の原則 | ● 自主性を尊重しよう 市民等の柔軟性や即応性、専門性などの長所を十分に活かすために、行政の下請けとせず、市民等の自主性を尊重する | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (7)自立化の原則 | ● 自立した存在になろう 協働のパートナーとして、自立した独自の事業を展開できる団体等が多く育っていくことが、これからの地域社会では重要であり、市からの支援を受ける場合においても、単なる依存を避け、自立した存在として主体的に協働を進める | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (8)評価の原則 | ● 活動の成果を評価し、次の活動に活かそう 協働事業の経過や成果、または効果などについて、協働の担い手がそれぞれ自己評価したり、その結果をお互いが共有して振り返りを行う等して、その結果を次の協働に活かす | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 協働の領域 | <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">市民等と行政との協働の領域</p> <p style="text-align: center;">委託・補助・共催・後援 事業協力・実行委員会</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">市民等の領域</td> <td colspan="3">市長等の領域</td> </tr> <tr> <td>市民等 主体</td> <td>市民等 主導</td> <td>市民等・市長等 対等</td> <td>市長等 主導</td> <td>市長等 主体</td> </tr> <tr> <td>市民等の責任と主体性によって独自に行う</td> <td>市民等の主導のもとで、市長等の協力によって行う</td> <td>市民等と市長等のそれぞれの主体性のもとに、連携・協力して行う</td> <td>市長等の主導のもとで、市民等の協力によって行う</td> <td>市長等の責任と主体性によって独自に行う</td> </tr> </table> </div> | 市民等の領域 | | 市長等の領域 | | | 市民等 主体 | 市民等 主導 | 市民等・市長等 対等 | 市長等 主導 | 市長等 主体 | 市民等の責任と主体性によって独自に行う | 市民等の主導のもとで、市長等の協力によって行う | 市民等と市長等のそれぞれの主体性のもとに、連携・協力して行う | 市長等の主導のもとで、市民等の協力によって行う | 市長等の責任と主体性によって独自に行う |
| 市民等の領域 | | 市長等の領域 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民等 主体 | 市民等 主導 | 市民等・市長等 対等 | 市長等 主導 | 市長等 主体 | | | | | | | | | | | | | |
| 市民等の責任と主体性によって独自に行う | 市民等の主導のもとで、市長等の協力によって行う | 市民等と市長等のそれぞれの主体性のもとに、連携・協力して行う | 市長等の主導のもとで、市民等の協力によって行う | 市長等の責任と主体性によって独自に行う | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 協働の形態 | 委託・補助・共催・実行委員会・事業協力・後援 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 評価（基本原則に照らして） | 8つの基本原則に照らした評価項目について、事業の検討段階、役割分担・実施段階、振り返りの段階の各過程において使用するチェックシートを作成 | | | | | | | | | | | | | | | |